

別記様式第三の七（第七条の七関係）

放置違反金公示納付命令書

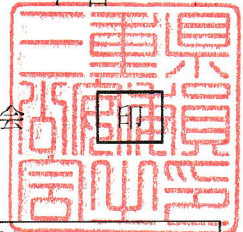
- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

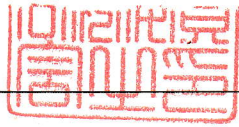
令和8年 7月 7日

三重県公安委員会



弁明通知書番号	弁明通知書番号
第55-110-260514-002001号	
第55-110-260514-002002号	
第55-110-260516-002001号	
第55-110-260517-002001号	
第55-110-260517-002002号	
第55-110-260517-002003号	
第55-110-260521-001001号	
第55-110-260521-001002号	
第55-121-260520-121360号	
第55-122-260525-017003号	
第55-130-260519-024002号	
第55-130-260520-023001号	
第55-130-260522-024006号	
第55-130-260523-024001号	
第55-150-260517-123347号	
第55-150-260517-123348号	
第55-151-260417-031004号	





この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。